

さいたまここに人あり

学校だけではない学びの場

いま、大人の「学習権」が問われている



東京大学名誉教授

佐藤 一子さん

「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」。この句がさいたま市の公民館「公民館だより」への掲載を拒否され、俳句サークルに所属する作者がさいたま市を訴えた「九条俳句訴訟」。1月20日にさいたま地裁で第9回口頭弁論がおこなわれました。意見陳述した東京大学名誉教授の佐藤一子さんにお話をお聞きしました。

「学習権」 問われる裁判

第九回口頭弁論の補佐人陳述で述べましたが、教育にかかわる問題では、これまで教科書問題や学力テストなどが裁判で争われてきました。1976年の「旭川学芸」の最高裁判決で「学習権」に言及されたのは、裁判史上では画期的でした。今回の裁判では、堀尾輝久さん（東京大学名誉教授）の「学習権」論をふまえながら、「子どもの学習権」に対して「大人の学習権」という言葉が用いられました。

とくに今回の問題は俳句です。俳句というのは文芸創造ですから、表現の自由がなければいい作品はできません。俳句

プロフィール（さとう かつこ） 1944年生まれ。東京大学教育学部 教育行政学科・社会教育専攻 同大学院教育学研究科修士課程・博士課程修了。埼玉大学教育学部教授、東京大学大学院教育学研究科教授、法政大学キャリアデザイン学部教授などを歴任。元日本社会教育学会会長。現在 国分寺市公民館運営審議会委員長。「九条俳句」市民応援団世話人。さいたま市在住。

会の指導者の方に聞いても、政治的な問題を併句で取り上げたって全然かまわないという空気があつたんです。それぞれが自由に見たり聞いたり考えたりしたことを併句に詠み、その表現が優れているかどうかをお互いに切磋琢磨していたわけです。

今回の事件は、学習集団としての文芸サークル活動の中で会員が評価し、学習成果を発表する過程で、作品の一定の表現を公民館側の判断でダメだと言ったのですから、表現の自由への介入になります。憲法学の石崎正博さん（獨協大学法科大学院教授）は「表現の自由」という、憲法的人権の問題として問うておられます。そのうえで私たち社会教育の研究者は、「学習権」が真正面から問われている裁判だと考えています。

公民館だよりは 公共の手段の利用

公民館は社会教育施設で、教育機関として行政からも自立的な施設です。裁判のなかでも、公民館も地方自治法上の「公

の施設」であり、非常に限定された理由以外で「住民が公の施設を利用することを拒んではならない」（地方自治法244条2項）ということをも、弁護士さんたちは強く主張しています。最高裁でも判決が出ていますが、住民が公共施設の使用を拒否されるということとは、本当にあつてはならないことですね。

私たちは今まで、地方自治法を論拠にした公民館の利用についてあまり考えてきませんでした。けれども今回の事件を通じて「公民館は地方自治法上の公の施設の問題である」、つまり社会教育以前に行政が運営する公共施設の公平・公共性の問題が前提としてあつて、そのうえに社会教育法が掲げている教育理念が問われている。そのあたりが深められたと感じています。

今回の事件は、「公民館だより」への掲載が問題になりました。「たより」が「公共の手段の使用」というかたちで立論されているわけです。例えば、公民館のロビーの展示や公民館祭りのイベントの展示などと同じように、「公民館だより」を捉える議論がされています。今回の事件は、その「公共施設の利用」を拒否されたという論理になるわけです。こ

れは非常に新しい論理で、いままで「『公民館だより』とは何か」を内容からみることはあつても「公共施設の利用」という観点からは捉えてはいませんでした。行政は「『公民館だより』は単なる市からのお知らせだ」と言っています。でも、裁判で意見書を出された千葉大学教授の長澤成次さん（社会教育学）は、「公民館だより」は住民が編集委員になつている館もあり、お知らせだけではなく学級や講座に参加した感想や学習成果を住民に向けて発信し、公民館活動を地域で共有する媒体であると主張しています。

主体的な学び 尊重する社会教育

公民館というのは、単に場所を借りるというだけではありません。公民館は、講座からサークルが生まれたり、サークル同士が連携して行事をおこなったり、学校との連携もやっています。地域が必要とするプログラムを、住民の意向を受けながら職員が働きかけて一緒につくっていくのが公民館です。

自治体は専門職員の配置の努力はしていますが、学校からの出向や社会教育を知らない一般行政からの異動が頻繁です。教員の学校管理職へのステップで、地域とのおつき合いを経験するための出向という人事も多いですね。

学校の先生は、教育委員会の上意下達の組織のなかで、住民の方々との協力・協同や、住民が主体者という考えがまま出向してくる人もいるので、せっかくの社会教育を学校的秩序とか、せまい教育観でとらえてしまっていると感じます。住民がともに学び合い、教える側と学ぶ側が入れ替わる循環型の学びが社会教育です。学習者の主体性を尊重した学習活動の意義を分かっている人でないと、社会教育本来のバイタリティ、発展性が失われてしまいます。

今は、公民館の民間委託がすすめられたり、コミュニティセンターやまちづくりセンター、福祉センターのように、教育委員会から首長部局へ移管して、社会教育課が所管する公民館は実数がかなり減ってしまっています。10年前には約1万8000館ありましたが、今は、1万4000館くらいまで減ってきています。コミュニティセンターは、単純に登

録した団体が使用して終わるものなので、職員は受付と管理業務だけです。

教育現場での「付度」の空気

今回、「公民館だより」への「九条俳句」掲載を問題視した公民館の職員や館長は、そのことが社会教育でどういう意味を持つか考えないでやっていました。「政治に触れる話題は難しい」という言葉が、先日の証人尋問で出てきました。

館長は、学校のなかで「日の丸・君が代問題」で、組合と校長との対立が激しかった時期を体験していたそうです。「そういう対立は避けなければいけない」という発想で、政治的な問題は受けとる側にさまざまな価値観があるので対立が生じるから、それはまずいと判断したという事です。

「国会で意見を二分しているような問題で、一方の意見を公民館の主張のように述べるのはまずい」という言い方は、単純に「国会での議論に触れるな」というだけではなくて、やはり体制側を批判



3月10日の証人尋問（写真：九条俳句市民応援団ホームページより）

する意見や価値観を排除する一定の思想的な統制というものが大きいと思います。安保関連法ですとか、日本全体がアジアの緊張に対して軍国主義的な方向性に動いていくなかで、自治体や公共施設

だけでなく、メディアや教育をめぐっても、そうした傾向があります。最近、「道徳教育」の教科書でもそういう面が出てきています。2006年の教育基本法の改正の影響も大きいと思います。

住民の学習の自律性とか、「いろんな意見を交流することが社会教育なんだ」という価値観をしつかり持っている職員でないと、大きな流れに逆らわないで無難に対処しよう、と考える傾向はこの公民館でもあると思います。脱原発のような市民の要求に応えるような問題を、ストリートに取り上げられない社会教育の現場の問題がありますし、政治的な問題を避けたいという空気はあると思います。

主権者としての政治学習を

昨年、「18歳選挙権」問題がありました。学校教育のなかでも「選挙に行こう」という方向付けをしなければいけないという雰囲気はありました。けれど、本当に子どもたちの政治的関心を高めたり自分の頭で考

えたりするきっかけを自由に討論してつくることまではなかなか踏み込めません。本当にいいディスカッション型の授業実践も、若干はメディアに取り上げられていますが、「投票に行きましょう」と啓蒙で終わるケースが多かったと思います。

こういう問題に触れてはいけない、自分の責任で一定の方向での政治学習をしているとにらまはれないかという恐れ。先生自身が自由にいろんな意見を交わして生徒の疑問や批判の力を育てるような政治的な学習、民主主義的な教育が必要なだけけれども、それをどうやって実現したらいいのかわからない、あるいはできるだけそれはやりたくないという空気が現場には強いように思います。

それはもちろん、社会教育でも同じです。差別やジェンダーなどの人権教育が強く要請されている部分も一方で、圧倒的に趣味や教養的な自己完結型の活動が多いです。住民にはいろんな意見のひとがいて、政治問題や人権問題の講座には関心が低いという空気もある一方で、原発問題とかアジアや国際交流の問題を学びたいという問題意識を持った方もいらっしやるんです。問題意識を持った住民が自分たちで企画するときに、最大限受け入れていくこと

が本来の社会教育なんです、なかなかそこはできていません。

地域によっては、住民が企画委員会をつくって平和問題の学習をすとか、映画をみるというとりくみがおこなわれているところもあります。そういう先進的な実践をお互いに共有しながら、歴史的な問題や政治問題に対しては多様な見方があること、なぜそういう見方になるのかまで突っ込んで、深い学習ができると思います。

先生方も生徒を単に教える対象としてみるのではなく、学習の主体・主権者として子どもたちを育てていくという教育のすばらしさを取り戻してほしいと思います。中学・高校生は自分たちで考えたり、体験から主体的に疑問をもったりするのです

から。教育基本法の改正もたらしたひとつの枠付けだと思えますが、教育とは国家的な価値観の教え込みだという空気があります。それに対して今回の裁判は、根本的に疑問を投げかけるものになっています。で、関心をもっていたなりたいと思います。公民館だけでなく、社会教育施設というものの役割、学校だけでない学びの場があるということを発信できれば、裁判の意義も大きくなると思います。